

町営住宅退去にあたっての注意事項

町営住宅の退去にあたり、次の事項についてご注意ください。

1 退去の流れ

退去の連絡 → 退去届 → 退去検査 → 退去

- (1) 退去届は退去する日の1週間前までに提出してください。
- (2) 退去検査は荷物が全てない状態、掃除が終わっている状態で検査します。

2 退去届

※ 退去届には印鑑、敷金返還用の振込口座がわかるものが必要です。

- (1) 大空町営住宅退去届、特定公共賃貸住宅退去届、地域特別賃貸住宅 A 型立退届・敷金還付請求書のいずれかを提出してください。(入居されている団地によって異なります)
- (2) 大空町営住宅駐車場返還届若しくは大空町特定公共住宅駐車場返還届のいずれかを提出してください。(駐車場契約している方のみ)

3 退去検査

町営住宅は民間の賃貸住宅とは違って、基本的には業者による掃除などは行っておりません。次の入居者が気持ちよく入居できるように、掃除をお願いいたします。

◆注意事項◆

- ①住宅内部、物置に物は残っていないか、入居後取付けたもの等は全て取り外されているか確認してください(ストーブ、ボイラー、室外の灯油タンク等)
- ②エアコン取付けや手すり取付け等をしている場合は、現状復帰しているか
- ③設備などに異常はありませんか
- ④居間や洋室などの照明等は外されているでしょうか
- ⑤壁・床・天井に目立つ汚れや異常はありませんか
- ⑥換気扇や吸気口、24時間換気のフィルター、水回り等の掃除はされていますか
- ⑦水抜きをしていますか
- ⑧鍵はすべてありますか

4 その他注意事項

電気、ガス、水道、ボイラーなどの契約解除は済んでいますか